

離別後の親権についての日台比較研究

——東アジアの家族主義福祉国家における共同親権・共同養育についての一考察——

○熊本学園大学 山西裕美
台湾慈濟大学 周典芳

1 目的—日本の離別後の親権を巡る”ダブル・スタンダード”と課題

日本の民法 819 条では、離別後の未成年子の親権は単独親権制度である。しかし、日本でも 2014(平成 26)年 4 月 1 日より発効した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(以下、ハーグ条約)により、法制度上、国内的には単独親権制、国外に対しては必要に応じて共同親権への対応、すなわち”ダブル・スタンダード”が起こっている [山西裕美, 2018]。本報告の目的は、東アジアの家族主義福祉国家間の比較として、すでに離別後に共同親権が選択可能な台湾の制度と現状を通じ、日本への共同親権・共同養育導入に対する課題について考察を行うことである。

2 方法—東アジアの共同親権に関する制度と当事者現状についての比較

上記目的に対し、日本と台湾に関して次の方法により比較調査研究を行った。【制度比較】日本と台湾の民法における離別後の未成年の子どもに対する親権について比較。さらに、関連する法律である「児童の権利に関する条約」や「ハーグ条約」への対応などについての両国の対応を比較した。【現地調査】両国での離別当事者である親に対する親権実施の現状についての質問紙調査及びインタビュー調査による両国での離別後の親権実施における実際を比較した。

3 結果—東アジア家族主義国家における離別後の親権の在り方についての課題

改正民法施行後の 2017 (平成 29) 年 7 月最高裁判決でも、従来の「子どもの監護の継続性・安定性」を重視する高裁判決が支持され母親が親権者となった一方で、ハーグ条約に関しては、アメリカに居住する父親からの子どもの返還請求に対しては、人身保護法に基づく 2018 (平成 30) 年 3 月最高裁判決により子どもを釈放するよう判決が出され日本の現状は依然として“ダブル・スタンダード”である。台湾では改正民法実施以降、共同親権となった母親たちにとって、その実施の実際では、心理的葛藤はもとより経済的にも制度的にも運用上の課題があり、必ずしも「子どもの最善の利益」の実現とはならず、理念と福祉国家の違いによる齟齬がうかがえた。

4 結論—福祉国家の体制と離別後の共同親権・共同養育

共同親権や共同養育が適用される北欧などケアの「脱家族化」の進んだ社会民主主義体制の福祉国家と、性別役割分業型家族によるケアが基盤である東アジア家族主義福祉国家とは、当事者親子は異なる社会構造の中で暮らしている。国内外いずれへの対応についても、当事者親子が、グローバル・スタンダードな理念や法規範、専門家の考え方に戸惑はないよう、離別後の親と子どもが置かれている社会構造の違いについて考慮し実施する必要がある。

* この研究は 文部科学省日本学術振興会科学研究補助金 基盤研究© 課題 No.26380732 の交付を受けている。調査研究については、報告責任者所属熊本学園大学倫理調査審査会の承認を受けて実施した。

山西裕美.(2018).日本における離別後の親権と共同養育における課題について一考察. 熊本学園大学付属社会福祉研究所 社会福祉研究所報,vol.46,pp.1-19.

山西裕美.(2018).離別後の親権についての日韓比較研究. 熊本学園大学付属海外事情研究所 海外事情研究,vol.45,pp.1-24.